

(議院運営委員会)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の

一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出)要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、国立国会図書館支部消費者庁図書館の設置
消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置く。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。